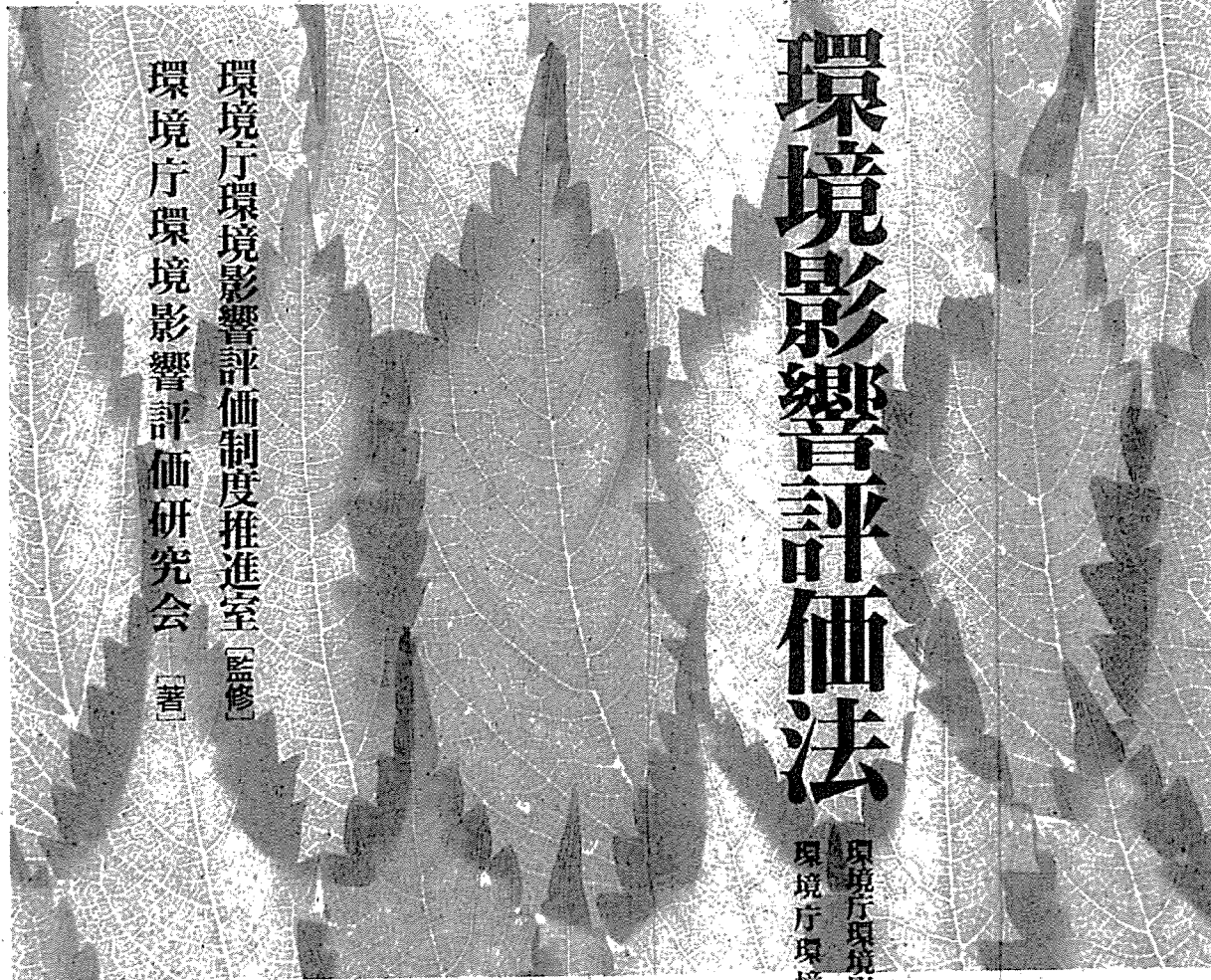


逐条解説



ISBN4-324-05850-4
定価(本体4,667円+税) 511



環境影響評価法

環境庁環境影響評価制度推
環境庁環境影響評価研

環境庁環境影響評価制度推進室 [監修]
環境庁環境影響評価研究会 [著]

逐条解説

環境影響評価法

乙第51号証

経済産業省図書館

0000178



519
859
0000178

きょうせい

て、郷土景観を形成する上で不可欠な社寺等の文化財のように、環境と一体として扱われる場合については間接的にアセスの対象となり得るものと考えられる。

② 「影響要因の区分」

環境影響を与える側としての行為の内容については本法第二条において明らかにされている。これを受け「影響要因の区分」は、「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工物の新設及び増改築」を行う、いわば事業としての土地又は工物が完成するまでの「工事」と、「当該工事が完了した後の土地又は工物の存在及びこれらの供用に伴い行われることが予定される事業活動その他の人の活動」である。「存在・供用」の二つに区分し、それぞれにおいて環境に影響を及ぼしうる要因を細区分として抽出できるようにしている。

③ 「選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な程度」

調査の内容、範囲、程度等に関しては、評価対象に対してどの程度の予測を行い、評価するかに応じて異なるものである。予測・評価に関わりを持たない情報を収集しようとすることは、メリハリの効いた環境影響評価の実施という趣旨には沿わないものと考えられる。

必要な情報としては「項目そのものに関する現状に関する情報」と「これを規定する自然的社会的条件に関する情報」が基本になる。具体的には、例えば、水質に関し、海域の化学的酸素要求量を選定項目とした場合には、化学的酸素要求量そのものの現状、予測・評価に必要な潮流等の自然条件、主要な排水量と位置を把握するための人口分布・排水施設等の社会条件に関する情報を把握することが必要となるというようなことである。

④ 「定量的な把握が困難な場合は定性的に把握」

予測の結果は、客観的な評価につながるように、定量的に把握することが基本である。しかしながら、定量的な予測手法がないか確立されていないような場合には、定性的な把握手法によることとなる。このような場合であっても、類似事例と比較検討する、専門家の助言を受ける等により、客観性を保つよう心がけるのは当然である。

⑤ 「事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否か」

持続可能な社会の構築のため、基準等を達成するのみならず、それ以上の自主的かつ積極的な環境負荷軽減のため

の取組を促すことが必要なこと、生物の多様性の確保など全国一律の画一的な環境保全目標の設定に馴染まない項目も対象とされたこと等を踏まえ、従来の、「事業者による環境保全目標の達成の有無による評価」ではなく、「環境影響の回避・低減について事業者の見解を明らかにすること」、すなわち基準等の達成だけでなく、さらに環境影響の回避・低減のための最善の努力がなされたかどうかという、いわゆる「相対評価」を本法の評価の基本とするものである。

その際、環境影響の回避・低減措置については、その技術的な実行可能性に加え、措置の効果の程度、他の項目への影響の程度、事業目的との関係性等について総合的に検討されるものであり、これを「事業者により実行可能な範囲内」として表現するものである。

⑥ 「選定項目」に取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるように取りまとめること等」調査、予測、評価については、選定項目ごとに行われることになっていることから、それら項目間の相互関係をおかりやすく客観的に一覧性のあるものとして整理することが、環境影響の総合的な評価を行うために必要であることを示したものである。

なお、一覧できる形に取りまとめられたものを分析するための手法には、定量的な手法も含め、多様な手法があることは言うまでもない。

二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

(1) 別表中「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第一号に掲げる事項の確保を旨として、当該選定項目に係る環境要素に含まれる汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化（構成要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するため、調査、予測及び評価を行うものとする。

(2) 別表中「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第二号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。

を整理することを求めるもので、予測の精度が低いことをもって不十分な環境影響評価であるとするためではない。予測の不確実性を客観的に整理する過程において、感度分析、他の予測手法を併用して評価、事後調査を含む環境保全措置の検討等が行われ、より良い環境配慮につながることを期待するものである。なお、仮に定量的な手法が十分に確立していない場合であっても、定量的な予測を安易に回避するのではなく、この予測の不確実性を整理した上で、定量的な予測に努めるような配慮が必要である。

(3) 事業者による評価の手法の選定に当たっての留意事項を環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

ア^① 環境影響の回避・低減に係る評価

建造物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って若しくは並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価されるものとする。

イ^② 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討

評価を行うに当たって、環境基準、環境基本計画その他の国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該基準等の達成状況、環境基本計画等の目標又は計画の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討されるものとする。

ウ^③ その他の留意事項

評価に当たって事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにできるように整理されるものとする。

趣旨

調査や予測と同様に、この基本的事項第二・一・(6)に示された評価の趣旨を踏まえて事業者が具体的に評価の手法を選定する際に一定の水準を確保するために踏まえるべき内容として、評価の手法や留意事項についての考え方を示し、指針において定めるよう求めるものである。

解説

① 「ア」環境影響の回避・低減に係る評価

本法において評価とは、事業者による環境影響の回避・低減への努力の内容を見解としてまとめ、明らかにすることによる相対的な評価手法が基本であることから、ここでは具体的に、幅広い環境保全対策に係る複数の案を比較検討する手法と、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討する手法を例として示している。

このうち、複数の案の比較検討については、立地地点の選定から対策技術、工事方法等までを含む幅広い環境保全対策を対象として示しており、事業の種類、内容、熟度等に加え、環境への影響の重大性等から適切なレベルの複数案を比較検討することが重要である。これらの複数案の比較検討は、従来から事業者の内部作業としては行われているケースが少なくないが、環境影響を回避、低減するための最善の努力が追求されているかどうかという今回の制度における評価の視点を踏まえ、複数案の比較検討のプロセスを評価の中で明らかにすることを評価手法の一つとして示したものである。複数案の比較検討の示し方としては、当初の計画に対し調査及び予測の結果から改善を加えていく過程を明らかにする「時系列に沿って」示す手法と、内容の異なる複数の環境保全対策の長短について「並行的に比較検討」する手法を示している。また、現在の技術水準その他に照らして最善の実用技術をここでは「実行可能なより良い技術」として示しており、導入される技術が環境保全の観点から最善であることを明らかにすることも、事業者による環境影響の回避・低減に係る評価の手法と考えられる（実行可能なより良い技術とは欧米で普及している best available technology の考え方に当たるもの）。いずれにしても、事業者による環境影響の回避・低減がどこまで検討されたかを客観的に明らかにすることが基本であり、この回避・低減の検討の過程でより良い環境配慮が事業計画に反映されることを期待するものである。

なお、「事業者により実行可能な範囲内で行われる」としたのは、これらの評価の対象となる選択肢には、「思いつ

き」のレベルで技術的に十分な研究がなされていない対策、環境影響の重大性や事業全体の経費と比較して過剰な経費を要する対策、現実に機能し得ない対策等は含まれないことを意味するものである。その際、環境影響を十分に低減できない場合に、事業の中止、立地地点の変更、規模の縮小等の変更を行うことを排除するものでないことは当然である。

② 「イ 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討」

環境影響の回避・低減に係る評価が基本ではあるが、「国又は地方公共団体の環境保全施策」のうち、環境基準が設定されている場合や環境基本計画・環境管理計画等において具体的な基準や目標が明らかにされている場合には、これらの内容と整合性があるかどうかについても環境影響の回避・低減に係る評価に併せて検討する必要がある。この場合、基準等が達成され、あるいは整合性があればそれで良いのではなく、さらに環境影響の回避・低減に努める必要があることはいうまでもない。

なお、法令により個々の事業者が必ず守らなければならない基準等については、環境影響評価を行うまでもなく当然守るべきものであることから、ここでいう「基準又は目標との整合性の検討」とは異なるものとして扱われる。

③ 「ウ その他の留意事項」

事業者以外の者により行われるであろう環境保全措置等の実施については、事業者の責任が及ぶものではない。このような措置等を見込んだ評価を行うのであれば、少なくとも評価に用いようとする責任の範囲において、これらの措置等の内容を具体的に明らかにすることが必要である。なお、事業者は、安易にこれらの措置等の効果を見込むことは慎むべきであり、事業計画とこれらの措置等の内容・効果・実施時期が良く整合していることや関連していること、これらの措置等の予算措置等の具体化の目的が立っていること等を客観的資料に基づき明らかにする必要がある。特に、これらの措置等の実効性が不確定であるような場合には、これを見込まないか、より安全側に立った評価を行うことが望まれる。また、従来の自然環境の評価としてよく見られた「周辺に広く分布しており影響は軽微である」等のように、他の地域での保全が担保されることを明らかにせずに、その有効性を評価することは適切ではないと考えられる。

(4) 環境影響評価項目等選定指針において、(1)又は(2)に規定するところにより留意事項を示すに当たっては、対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容を踏まえつつ、標準項目の特性、標準項目に係る環境要素に及ぼすおそれのある影響の重大性、既に得られている科学的知見等を考慮し、(1)又は(2)に規定する留意事項の趣旨を踏まえ、事業者が地域特性等を勘案するに当たっての基礎となるものとして、調査法、調査地域、調査の期間及び時期、予測法、予測地域、予測の対象となる時期等それぞれについて、標準的な調査又は予測の手法（以下「標準手法」という。）を定め、これを留意事項とともに示すことができるものとする。

(5) 標準手法を定める場合には、個別の事業ごとの調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、それぞれの事業ごとに、事業特性及び地域特性に関する情報、法第二章第二節に規定する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等により、標準手法に検討を加え、必要に応じ標準手法以外の調査又は予測の手法を選定することができる旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

趣旨

1 調査、予測及び評価の手法に関しては、これらが基本的に備えるべき内容はそれぞれ示されており、基本的にはこれにより事業者が具体的に選定すれば足りるものである。これは地域特性、影響の重大性等を踏まえて選定された項目に対して、自ずと手法も定まるものが多いものと考えられるためである。とはいえ、調査及び予測の手法に関して、様々な手法が提示されている場合もあり、事業者として判断に迷うことも想定されることから、「標準項目」に対して指針ごとに必要性を判断した上で「標準手法」を設定し、示すことができることとしたものである。

2 この標準手法の性格は、標準項目と同様、あくまでも事業者の手法選定の出発点となる内容であり、事業特性、地域特性、方法書手続により得られた環境の保全の観点からの意見・情報等を用いて、標準手法に検討を加え、事業者自らがメリハリの効いた適切なものとなるように手法を選定することが必要である。

なお、標準手法が示されていない場合については、この基本的事項第二・五・(1)及び(2)の内容に従って、事業特性、地域特性、方法書手続により得られた環境の保全の観点からの情報等を用い事業者自らが適切に選定することになる。

2. 本法における「勘案」と「配意」の使い分けについて
 本法においては、各方面から提出される意見の取り扱いについて、「勘案」と「配意」の二つに分けて規定してお

り、「勘案」は行政主体からの意見について、「配意」は国民一般からの意見について使用している。
 行政主体から提出される意見は、それぞれの行政分野において責任を有する立場から述べられるものであり、意見を

受ける側において十分慎重に受けとめ、事業計画に反映することを検討する必要があるものである。それぞれの行政主体の意見は、①免許等を行う者等の意見は、事業の免許等を行う権限を有し、当該事業を熟知している立場から、
 ②環境庁長官の意見は、国の環境行政を総合的に推進し、関係行政機関の環境の保全に関する事務の総合調整を行う立場から、
 ③都道府県知事の意見は、地域の環境保全に責任を有し、広域的な見地から市町村長の環境保全行政の調整を行う立場から述べられるものであり、それぞれの観点から、環境影響評価手続上重要な意味を有している。
 一方、国民一般の意見は、様々な立場からの多様な方向性を持った幅広いものであることから、意見を受け取る側は、それぞれに意を配りつつ、その中から有用な環境情報を事業計画に反映させていくなどの対応をとることとなる

このように意見を受け取る側の受け止め方の違いから、それぞれの取り扱いについて適切な用語を当てはめたものである。

第三節 環境影響評価の実施等

（環境影響評価の項目等の選定）

第十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配意して第五條第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類と主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、主務大臣に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けた旨の申出を書面によりすることができ、

3 第一項の主務省令は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針につき主務大臣（主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境庁長官に協議して定めるものとする。

趣旨

第一条では、環境影響評価方法書に対する意見等を踏まえた環境影響評価の方法の決定を規定している。

1. 第一項
 事業者が、方法書に対する知事の意見（法第一〇条第一項）及び一般の意見（法第八条第一項）を踏まえ、主務省令で定めるところにより、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する。これは、第二条第一項に定義する「環境影響評価」に含まれる行為である。

2. 第二項
 環境影響評価の項目等の選定は、主務省令によって示される選定指針にしたがって、方法書について出された意見を勘案・配意しつつ、事業者の判断で行われるものであるが、事業者が判断に迷う場合、選定指針の作成を行った主務大臣に対して助言を求めることができるとしたものである。

3. 第三項
 第一項の主務省令は、環境基本法第一四條各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、主務大臣が環境庁長官と協議して定める。

主務省令は、事業の種類に応じて適切に定められることが必要である事項について、各事業の主務大臣が定めるものである。しかし、事業の種類が違って環境の保全という目的は同じであることから、確保すべき環境の保全の内容が、環境基本法第一四條各号に掲げる事項であることを明示するとともに、事業種横断的な事項について整合を図

て、郷土景観を形成する上で不可欠な社寺等の文化財のように、環境と一体として扱われる場合については間接的にアセスの対象となり得るものと考えられる。

② 「影響要因の区分」

環境影響を与える側としての行為の内容については本法第二条において明らかにされている。これを受け「影響要因の区分」は、「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築」を行う、いわゆる事業としての土地又は工作物が完成するまでの「工事」と、「当該工事が完了した後の土地又は工作物の存在及びこれらの供用に伴い行われることが予定される事業活動その他の人の活動」である。「存在・供用」の二つに区分し、それぞれにおいて環境に影響を及ぼしうる要因を細区分として抽出できるようにしている。

③ 「選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な程度」

調査の内容、範囲、程度等に関しては、評価対象に対してどの程度の予測を行い、評価するかに応じて異なるものである。予測・評価に関わりを持たない情報を収集しようとするのは、メリハリの効いた環境影響評価の実施という趣旨には沿わないものと考えられる。

必要な情報としては「項目そのものに関する現状に関する情報」と「これを規定する自然的社会的条件に関する情報」が基本になる。具体的には、例えば、水質に関し、海域の化学的酸素要求量を選定項目とした場合には、化学的酸素要求量そのものの現状、予測・評価に必要な潮流等の自然条件、主要な排水量と位置を把握するための人口分布・排水施設等の社会条件に関する情報を把握することが必要となるといふようなことである。

④ 「定量的な把握が困難な場合は定性的に把握」

予測の結果は、客観的な評価につながるように、定量的に把握することが基本である。しかしながら、定量的な予測手法がないか確立されていないような場合には、定性的な把握手法によることとなる。このような場合であっても、類似事例と比較検討する、専門家の助言を受ける等により、客観性を保つよう心がけるのは当然である。

⑤ 「事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否か」

持続可能な社会の構築のため、基準等を達成するのみならず、それ以上の自主的かつ積極的な環境負荷軽減のため

の取組を促すことが必要など、生物の多様性の確保など全国一律の画一的な環境保全目標の設定に馴染まない項目も対象とされたこと等を踏まえ、従来の、「事業者による環境保全目標の達成の有無による評価」ではなく、環境影響の回避・低減について事業者の見解を明らかにすること、すなわち基準等の達成だけでなく、さらに環境影響の回避・低減のための最善の努力がなされたかどうかという、いわゆる「相対評価」を本法の評価の基本とするものである。

その際、環境影響の回避・低減措置については、その技術的な実行可能性に加え、措置の効果の程度、他の項目への影響の程度、事業目的との関係性等について総合的に検討されるものであり、これを「事業者により実行可能な範囲内」として表現するものである。

⑥ 「選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるように取りまとめること等」

調査、予測、評価については、選定項目ごとに行われることになっていることから、それら項目間の相互関係をかかりやすく客観的に一覧性のあるものとして整理することが、環境影響の総合的な評価を行うために必要であること示したものである。

なお、一覧できる形に取りまとめられたものを分析するための手法には、定量的な手法も含め、多様な手法があることは言うまでもない。

二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

- (1) 別表中「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第一号に掲げる事項の確保を旨として、当該選定項目に係る環境要素に含まれる汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化（構成要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するため、調査、予測及び評価を行うものとする。
- (2) 別表中「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第二号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。

ア 「植物」及び「動物」に区分される選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息・生育種及び植生の調査を通じて抽出される重要種の分布、生息・生育状況及び重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地等注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

イ 「生態系」に区分される選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、アの調査結果等により概括的に把握される生態系の特性に応じて、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性及び特殊な環境等を指標するという特殊性の観点から、注目される生物種等を複数選び、これらの生息、他の生物種との相互関係及び生息・生育環境の状態を調査し、これらに対する影響の程度を把握する方法その他の適切に生態系への影響を把握する方法によるものとする。

(3) 別表中「人と自然との豊かな触れ合い」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第三号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。

ア 「景観」に区分される選定項目については、眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

イ 「触れ合い活動の場」に区分される選定項目については、野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、これらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

(4) 別表中「環境への負荷」に区分される選定項目については、環境基本法第二条第二項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な項目又は廃棄物等に関し、それらの発生量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

環境影響評価の項目の範囲として示した環境要素の四つの大区分に関しては、それぞれにおいて取り扱われる要素の性質が異なることから、どのような視点により調査、予測及び評価を行うかについての基本となる方針を示すものである。

そのうち、特に従来の環境影響評価において実施されることの少なかった「生態系」や「環境の負荷」等については、具体的な手法のイメージがつかめるように、基本又は例となる手法を示すこととしている。

解説

- ① 「当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化（構成要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がり」
 - 「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される項目には、窒素酸化物や水質汚濁物質等のように、その排出による「汚染の程度及び広がり」を検討する必要がある場合と、騒音、地形・地質等のように環境要素そのものの状態の変化の程度及び広がりを検討すべき場合があることを示すものである。
 - また、これら汚染・変化には、狭い範囲に強い汚染・変化が現われるもの、逆に、汚染・変化の程度は低いが、広範囲にわたり影響のあるものがあり、程度と広がり両者を把握し、評価することが重要である。
- ② 「重要」
 - 「重要」とは、学術上又は希少性の観点から重要なものを意味する。
 - 「植物」及び「動物」の項目において重要なものを対象としたのは、植物相、植生、動物相を把握した上で、生物の多様性の確保の観点から特に「重要」な種や群落については、それぞれへの影響の程度を把握すべきと考えたことによるものである。
- ③ 「動物の集団繁殖地等注目すべき生息地」
 - 「注目すべき生息地」には、例えばウミガメの産卵地、コウモリの集団生息地、ホタルの群生地、渡り鳥の集団渡来地等が含まれ、生物種としては必ずしも「重要」ではなくても生息地として重要であったり、地域のシンボルとして注目されているような場合等が含まれるものである。
- ④ 「生態系の上位に位置する上位性」…特殊な環境等を指標するという特殊性
 - 「注目される生物種等」を指標として、その現状を把握し、影響の程度を予測する手法を「生態系」の環境影響評価の手法の一つとして例示している。この手法による場合には、対象地域の生態系の特徴を把握した上で、「注目される生物種等」を適切に選定することが重要である。
 - 「上位性」には猛禽類のような食物連鎖の上位に位置する生物種が、「典型性」には生態系の中心的な構成種や地域

に広く分布する生物種又はそれらの総体としての生物群集が、「特殊性」には特殊な環境等を指標しうるものが、それぞれ該当することになる。

⑤ 「注目される生物種等を複数選び」

上位性、典型性、特殊性の視点から選ばれる「注目される生物種等」には、生物種の他に、群落や群集のようなまとまりとして捉えられる場合も想定される。特に、生物の多様性の把握につながるために、「生物種等を複数」選ぶこととしているが、これらの選定に際しては、餌場、繁殖地等の生息空間の広がりや行動形態等の異なるタイプのものが選ばれるべきものである。

また、並行して進められている「植物」「動物」「地形地質」の調査の結果等を受けて、必要に応じ選び直すことも必要と考えている。

⑥ 「眺望景観及び景観資源」

景観には視対象及び視点場とそれらの間に成り立つ「眺望」という関係が含まれている。また、視対象となってもしくは、なり得る「景観資源」の存在があり、これらについて評価の対象として示しているところである。

⑦ 「野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動」

「人と自然との豊かな触れ合い」活動には、自然豊かな地域へ出かけていたり、街の中の緑地や水辺地の自然が目に入って安らぎを覚えたりするなど、非日常的な余暇活動において行われる野外レクリエーションから、日常生活における散策などの触れ合い活動に至るまで、登山、キャンプ、自然観察、水遊び、釣り、キノコ狩り、休養、眺望花見、散策等の様々な活動の形態が想定されることである。

⑧ 「一般的に行われる施設及び場」

様々な自然との触れ合い活動が行われる施設及び場が対象とされたもので、「施設」に加えて「場」という「空間」を環境影響評価の項目の対象とするものである。この「場」については、必ずしも歩道や施設を伴うことや、また、地方公共団体などによって公に位置づけられていることが必要ではなく、一般の不特定多数の住民等が、自然発生的に自然との触れ合い活動に用いている場所なども含まれるものである。ただし、例えば、自宅における家庭菜園のように、特定個人だけに利用が限定されるような場合まで含まれるものではない。

⑨ 「温室効果ガスの排出量等」

「温室効果ガスの排出量等」には、地球環境保全に係る環境影響のうち環境への負荷の量を把握することが適切なものとして、例示の他に、熱帯材の使用量、オゾン層破壊物質の排出量等が想定される。なお、酸性雨のような例については、一般に窒素酸化物や硫黄酸化物等による環境影響として大気環境の中で予測評価されるべきであるが、酸性雨原因物質として総排出量を予測評価することが必要となる場合には、この区分において検討されることも考えられる。

⑩ 「廃棄物等」

「廃棄物等」には、一般廃棄物、産業廃棄物のいずれも該当するものであり、その他工事に伴い発生する残土等の建設副産物等も含まれる。なお、工事に伴い発生する建設副産物の処分を行う場合の影響については、この区分において検討されるのではなく、自然や水質等に関する区分においてそれらの環境要素への影響に関し検討される必要がある。

三 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての一般的留意事項

(1) 事業者が環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって一般的に把握すべき情報の内容及びその把握に当たっての留意事項を、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

この場合において、当該情報には、当該事業の内容(以下「事業特性」という。)並びに当該事業に係る対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の地域の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)に関する情報が含まれるよう定めるものとする。また、地域特性に関する情報の把握に当たっての留意事項として、入手可能な最新の文献、資料等に基づき把握すること、これらの出典が明らかにされるよう整理すること、並びに当該地域において国及び地方公共団体が講じている環境の保全に関する施策の内容についても把握することが含まれるものとする。

(2) 環境影響評価の実施中において環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じ選定項目及び選定された手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うよう留意すべき旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

逐条解説 環境影響評価法

平成11年5月31日初版発行
平成12年7月1日3版発行

著 環境庁環境影響評価研究会
監修 環境庁環境影響評価制度推進室
発行 株式会社ぎょうせい
本社 東京都中央区銀座7-4-12 (〒104-0061)
本部 東京都杉並区荻窪4-30-16 (〒167-8088)
電話 編集 03-5349-6555
営業 03-5349-6666

◎本書は再生紙を使用しております。

印刷 行政学会印刷所

©1999 Printed in Japan

ISBN4-324-05850-4

(5105726-00-000)

[略号：逐条環境評価]